

古河市高齢者外出支援タクシー運賃助成

🚗 「ふくとく・チケット」のご案内 🚗

高齢者の外出支援を目的に、タクシー運賃の一部を助成します！

※ 助成を受けるためには申請が必要です。

🚗 **対象者** 75 歳以上の古河市民

🚗 **助成額** 500円分のチケット×48枚(24,000 円分)

※ タクシー運賃への助成チケットです。無料チケットではありません。
※ チケットには助成限度額があります。

タクシー運賃	助成限度額	チケット枚数
1,000 円未満	利用できません。	
1,000 円～1,999 円	500 円	1枚
2,000 円～2,999 円	1,000 円	2枚
3,000 円～3,999 円	1,500 円	3枚
4,000 円以上	2,000 円	4枚

🚗 **有効期間** 令和 6 年7月1日から令和7年6月30日

🚗 **利用までのながれ**

【申請】

所定の申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

申請期間 令和6年6月3日から令和7年5月30日

申請場所 高齡介護課・市民総合窓口課・市民総合窓口室

※スマートフォン等で右記のQRコードから申請ができます。



【チケットの交付】

高齡介護課で交付決定の審査を行い、交付決定書とチケットを簡易書留で郵送します。

利用できるタクシー会社

※ 利用できるタクシー会社は登録している事業者のみです。

	タクシー会社名	住所(すべて市内)	電話番号
古河地区	古河合同タクシー	東本町 1 丁目 4-22	32-5555
	日の出交通	緑町 2-5	32-6100
	一二三タクシー	東本町 1 丁目 1-1	32-0889
	日吉交通古河営業所	旭町 2 丁目 21-3	32-1234
総和地区	さくら交通	久能 504-1	92-0015
	総和タクシー	上辺見 1198-1	31-0777
	総和中央交通	駒羽根 848-5	92-1200
三和地区	三和交通	諸川 402	76-0065
	諸川タクシー	東間中橋 163-1	76-0055

チケットの利用方法

- ① タクシーを利用する際、「ふくとく・チケット」に利用者氏名(フルネーム)のみを記入します。
- ② 乗務員の方に、チケットを利用することを伝えます。
- ③ 支払いの際、助成額を差し引いた運賃と一緒にチケットを乗務員の方にお渡しください。

注意事項

- △ チケットは本人以外使えません。個人毎に交付番号で管理しています。
- △ 原則、再発行はいたしません。
- △ デマンド交通(乗合タクシー)「愛・あい号」では使用できません。
- △ 現在古河市で実施している「高齢者通院等交通費助成」は今まで通り利用できますが、ふくとく・チケットと同時に利用することはできません。
- △ 運賃のお支払いは、現金のみになります。

問合せ先

古河市 高齢介護課 福祉サービス係
〒306-0221
茨城県古河市駒羽根 1501 番地
電話 0280-92-4921

ふくとく・チケット 75歳以上	
交付番号	
利用者氏名	
乗車年月日	令和 年 月 日
取扱事業者名	
乗務員氏名	
総運賃額	円
助成金額	500円
有効期限	

※画像はイメージです。
実物とは大きさが異なります。